

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率（法第3条関係） （単位：％）

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断比率	—	—	4.5	—
早期健全化基準	(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

いずれの比率も基準を下回ることが求められます  
 実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、数値なしとなります。

2. 資金不足比率（法第22条関係） （単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率	備 考	経営健全化基準
佐世保市水道事業	—		(20.0)
佐世保市下水道事業	—		
佐世保市卸売市場事業	—		
佐世保市交通船事業	—		
佐世保市集落排水事業	—		
佐世保市工業団地整備事業	—		
佐世保市港湾整備事業	—		
佐世保市臨海土地造成事業	—		

いずれの会計も基準を下回ることが求められます  
 資金不足がない場合、数値なしとなります。